

平成23年11月14日(予定)から、 金額1億円以上の振込 (給与・賞与を除く)に関して、 国内の銀行間における 決済の仕組みが変わります

全国銀行データ通信システム（全銀システム）は、国内の銀行の間で、お客様からの振込を安全かつ迅速に運ぶために、国際基準にもとづき、安全性の向上の取組みをすすめています。

平成23年11月14日（予定）から始まる新しい全銀システムは、諸外国での資金決済の仕組みにおける取組状況を踏まえ、資金決済の仕組みの高度化を図る予定です。

これに伴い、国内の銀行における一部の振込は、受取口座への入金時刻が変わります。

（振込依頼のお手続方法については、現在と変わりません。）

平成23年11月14日（予定）以降は、他の銀行からの金額1億円以上の振込（注1）の入金は、振込指定日の午前9時5分以降となります（注2）。

（現在、振込依頼を振込指定日の前営業日以前に行われている場合等は、入金時刻が遅くなる場合があります。）

（注1）給与・賞与を除きます。

（注2）12月を除く月末日は午前8時35分。

一般社団法人

全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）

<http://www.zengin-net.jp/>

全銀システムは、国内の銀行をオンライン・ネットワークで接続しています。

お客様が取引銀行から別の銀行の口座に振込を行う場合には、全銀システムを経由して、受取人の銀行へ入金依頼が行われ、入金が行われます。

現在、この振込資金は、入金時点では受取人の銀行が立て替えており、振込指定日の夕方に、全銀システムと銀行の間で、振込依頼が振込指定日の前営業日以前に行われたものも含め、すべての振込の資金をまとめて決済しています。

主要国の中央銀行が出資して設立している国際決済銀行（BIS - Bank for International Settlements）は、国際基準を策定し、決済リスクの削減のためにこの立替えを減らすよう、世界的に取り組んでいます。

全銀システムは、この国際基準への対応を一層進めるため、本年11月14日（予定）から、1億円以上の振込（給与・賞与を除く）に限り、立替えではなく、取引毎に銀行間で資金決済を行った後に、受取人の銀行に対して入金依頼を行うよう取扱いを変更します。

これに伴い、1億円以上の振込（給与・賞与を除く）は、資金決済が開始される午前9時5分以降に受取人の銀行に入金依頼が行われ、入金されるよう取扱いが変更になることとなります。

（給与・賞与や1億円未満の振込は、現在同様であり、こうした変更はありません。）

▶ 詳しい情報は全銀ネットのインターネット情報をご覧ください。

<http://www.zengin-net.jp/>